

用地調査等共通仕様書の一部改正（新旧対照表）

改正前	改正後
用地調査等業務共通仕様書 令和7年7月 静岡県交通基盤部	用地調査等業務共通仕様書 令和8年7月 静岡県交通基盤部

用地調査等業務共通仕様書			用地調査等業務共通仕様書		
目次			目次		
第1章 (略)			第1章 (略)		
第2章			第2章		
第1節 用地調査等業務の実施手続			第1節 用地調査等業務の実施手続		
第1条～第22条 (略)			第1条～第22条 (略)		
第23条 成果物の一部提出等		12	第23条 成果物の一部提出等		13
第24条～第25条 (略)			第24条～第25条 (略)		
第26条 修補		13	第26条 修補		14
第27条～第31条 (略)			第27条～第31条 (略)		
第32条 低入札業務において講ずる措置		16	第32条 低入札業務において講ずる措置		17
第33条 行政情報流出防止策の強化		17	第33条 行政情報流出防止策の強化		18
第34条・第35条 (略)			第34条・第35条 (略)		
第2節 数量等の処理			第2節 数量等の処理		
第36条 (略)			第36条 (略)		
第37条 図面等に表示する数値及び面積計算		18	第37条 図面等に表示する数値及び面積計算		19
第38条～第40条 (略)			第38条～第40条 (略)		
第3章			第3章		
第1節 調査			第1節 調査		
第41条～第46条 (略)			第41条～第46条 (略)		
第47条 土地利用履歴等の調査		21	第47条 土地利用履歴等の調査		22
第2節 (略)			第2節 (略)		
第4章			第4章		
第1節 境界確認			第1節 境界確認		
第50条～第54条 (略)			第50条～第54条 (略)		
第55条 境界立会いの画地及び範囲		23	第55条 境界立会いの画地及び範囲		24
第56条 (略)			第56条 (略)		
第2節～第5節 (略)			第2節～第5節 (略)		
第5章 (略)			第5章 (略)		
第6章			第6章		
第1節・2節 (略)			第1節・2節 (略)		
第3節 算定			第3節 算定		
第92条・第93条 (略)			第92条・第93条 (略)		
第94条 木造建物		34	第94条 木造建物		33
第95条～第98条 (略)			第95条～第98条 (略)		
第99条 生産設備		35	第99条 生産設備		34
第100条～第103条			第100条～第103条		
第7章～第9章 (略)			第7章～第9章 (略)		

第 10 章	第 10 章
第 1 節	第 1 節
第 123 条・第 124 条（略）	第 123 条・第 124 条（略）
第 125 条 敷地使用実態の調査	第 125 条 敷地使用実態の調査
第 2 節（略）	第 2 節（略）
第 11 章（略）	第 11 章（略）
第 12 章	第 12 章
第 131 章～第 135 条（略）	第 131 章～第 135 条（略）
第 136 条 事業認定申請図書の作成方法	第 136 条 事業認定申請図書の作成方法
第 137 条～第 139 条（略）	第 137 条～第 139 条（略）
第 140 条 裁決申請図書の作成	第 140 条 裁決申請図書の作成
第 141 条～第 145 条（略）	第 141 条～第 145 条（略）
第 13 章～第 16 章（略）	第 13 章～第 16 章（略）
成果物一覧表（略）	成果物一覧表（略）
別記 1 ～別記 5（略）	別記 1 ～別記 5（略）

第1章 総 則 第1条～第4条 （略） （業務代理人等） 第5条 受注者は、用地調査等業務における業務代理人及び主任技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。 2 業務代理人及び主任技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。 3～6 （略） 第6条～第9条 （略） 第2章 用地調査等業務の基本的処理方法 第1節 用地調査等業務の実施手続 （施行上の義務及び心得） 第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一～五 （略） 第11条～第40条 （略） 第3章～第16章 （略）	第1章 総 則 第1条～第4条 （略） （業務代理人等） 第5条 受注者は、用地調査等業務における業務代理人及び主任技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。 2 業務代理人及び主任技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。 3～6 （略） 第6条～第9条 （略） 第2章 用地調査等業務の基本的処理方法 第1節 用地調査等業務の実施手続 （施行上の義務及び心得） 第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一～五 （略） 六 <u>上号の点検表（様式第23号）において、「いない」と回答した項目については、発注者が指定する日までに是正し、是正状況を説明する資料を添えて改めて点検表を提出すること。また、「該当なし」と回答した項目については、今後、該当する事由が生じた際には点検表を修正のうえ再提出すること。</u> 第11条～第40条 （略） 第3章～第16章 （略）
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。